

第2次柳川市男女共同参画計画(たたき台)

～男女が共に輝き、支え合うまちづくりを目指して～

平成24年5月

柳川市

目 次

第1章 計画策定の背景

1. 国際的な動き 1
2. 国・県の動き 1
3. 柳川市の取り組みと現状 2

第2章 計画策定の目的と計画の概要

1. 計画策定の目的 5
2. 計画の性格 5
3. 計画の基本理念と基本目標 5
4. 計画の期間 6
5. 計画の施策体系 6

第3章 基本目標と取組施策

基本目標1 男女の人権の尊重

1. 男女共同参画社会実現のための意識啓発 8
2. 政策・方針決定過程への女性の参画促進 10
3. 配偶者および身近な異性に対する暴力の防止と被害者への支援 . . . 13
4. 生涯学習活動の推進 14

基本目標2 家庭における男女共同参画の推進

1. ワークライフバランスの推進 15
2. ひとり親家庭などの自立支援 17

基本目標3 就労における男女共同参画の推進

1. 女性の就労に対する支援 19
2. 農業・漁業および商工業等自営業における女性参画の推進 21

基本目標4 学校における男女共同参画の推進

1. 男女共同参画に関する教育・学習の推進 22
2. 男女共同参画に関する教職員等の理解の促進 23

基本目標5 健康福祉の充実

1. 母子保健事業の充実 24
2. 生涯にわたる女性の健康支援 26

基本目標6 新たな分野における男女共同参画の推進

1. 地域おこし、まちづくり等における女性の参画拡大 27
2. 防災、災害復興における女性の参画拡大 28

計画を推進するために 29

参考資料

- 男女共同参画社会基本法 30
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 33
- 柳川市男女共同参画推進協議会会則 37
- 柳川市男女共同参画推進協議会委員名簿 38
- 男女共同参画に係る国内外の動き 39

第1章 計画策定の背景

1 国際的な動き

国連は昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、世界規模で女性の地位向上への取り組みを行うことを宣言しました。そして、同年にメキシコシティで「国際婦人年世界会議」が開催され、世界における行動の指針となる「世界行動宣言」が採択されました。また、昭和51年（1976年）から10年間を「国連婦人の10年」と宣言し、各国でさまざまな取り組みが展開されることになりました。

昭和54年（1979年）には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、日本も昭和60年（1985年）にこれを批准しました。

また、平成7年（1995年）には、「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、平成12年（2000年）までに女性の地位向上のために優先的に取り組むべき12の重大領域と戦略目標を示した「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成12年（2000年）にはニューヨークの国連本部の特別総会として「女性2000年会議」が開催され、北京宣言と行動綱領の進み具合を検討し、各国がとるべき行動を盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」とが採択されました。

平成17年（2005年）には「第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）」が、平成22年（2010年）には、「第54回国連婦人の地位検討委員会（北京+15）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の完全実施が必須であること等が確認されました。

2 国・県の動き

日本でも世界の流れに伴い、昭和50年（1975年）に総理府（現：内閣府）に「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を策定しました。その後、昭和55年（1980年）に「女子差別撤廃条約」に署名し、昭和60年（1985年）に批准しました。さらに、昭和62年（1987年）には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、推進体制も強化されていきました。

平成11年（1999年）には、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、平成12年（2000年）には「男女共同参画計画（第1次）」が策定されました。平成17年（2005年）には、同計画の見直した「男女共同参画計画（第2次）」を策定されました。その他、男女雇用機会均等法の改正や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定などを行い、平成22年（2010年）には、「男女共同参画計画（第3次）」が策定されました。

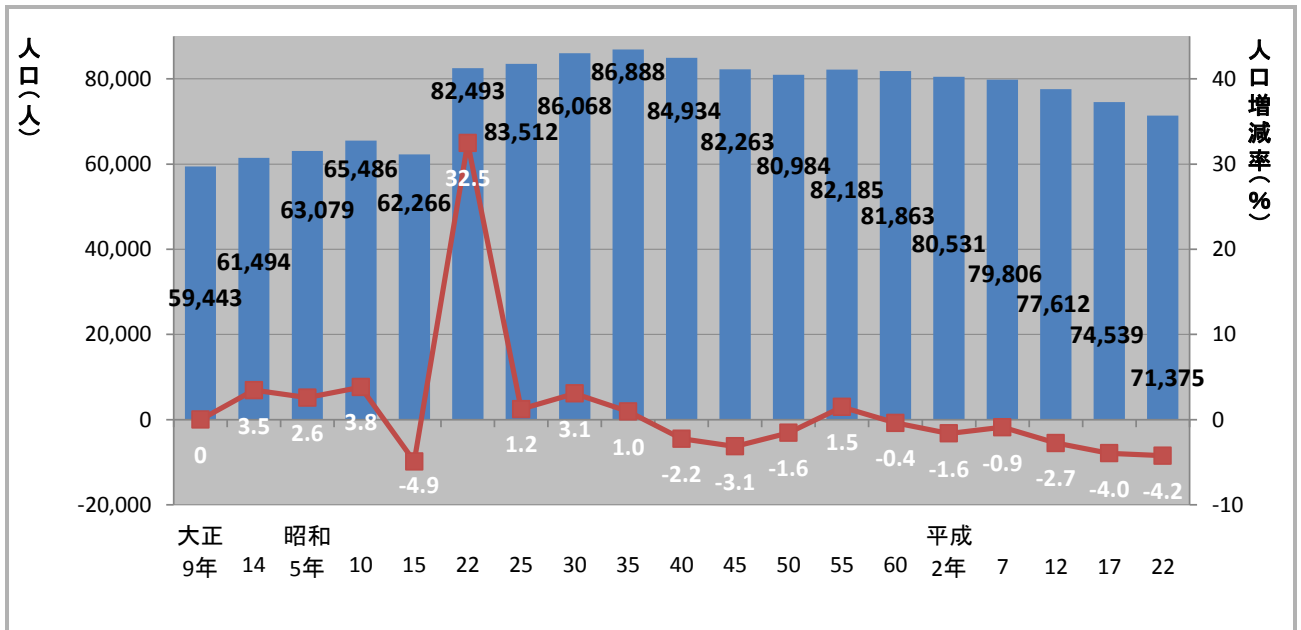
福岡県においては、平成13年（2001年）に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、平成14年（2002年）に「第1次福岡県男女共同参画計画」、平成18年（2006年）には「第2次福岡県男女共同参画計画」が策定され、現在では、「第3次福岡県男女共同参画計画」及び「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、男女共同参画社会に向けた取り組みが進められています。

3 柳川市の取り組みと現状

本市は、平成 17 年（2005 年）3 月に旧 1 市 2 町（柳川市、大和町、三橋町）が合併し、新柳川市としてあらゆる分野でまちづくりのための施策を推進しています。男女共同参画の取り組みについては、旧 1 市 2 町の合併協議により、新市発足後に男女共同参画計画を策定することとなっていたため、平成 18 年（2006 年）1 月に「柳川市男女共同参画推進協議会」を設置し、平成 19 年 3 月に「柳川市男女共同参画計画」を策定しました。この計画では、「男女が共に輝き、支え合うまちづくり」を目標として、あらゆる分野において男女共同参画のまちづくりを推進してきました。その取り組み状況については、毎年、柳川市男女共同参画推進協議会で評価し、意見をいただいています。

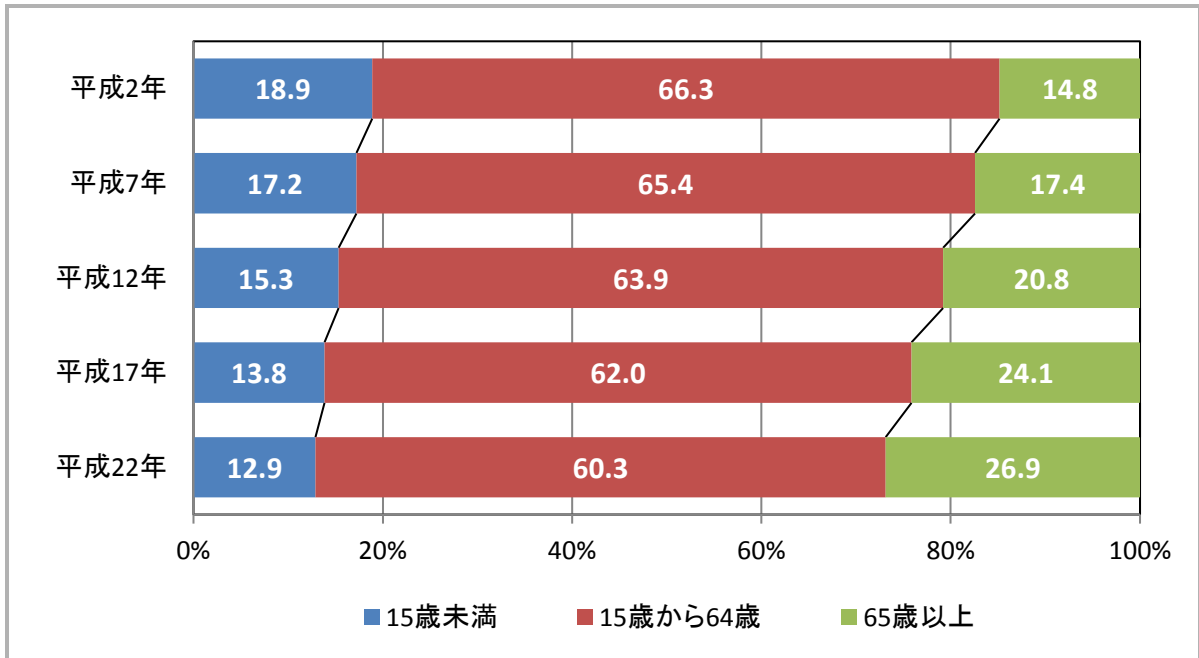
また、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの女性に対する暴力に関する相談窓口として、平成 21 年（2009 年）4 月に相談係を設置し、相談体制を整備するなど、現在、男女共同参画計画に基づいて、男女共同参画社会の実現に向けて市民の方の協力も得ながら、様々な施策に取り組んでいます。

【柳川市の人口推移】



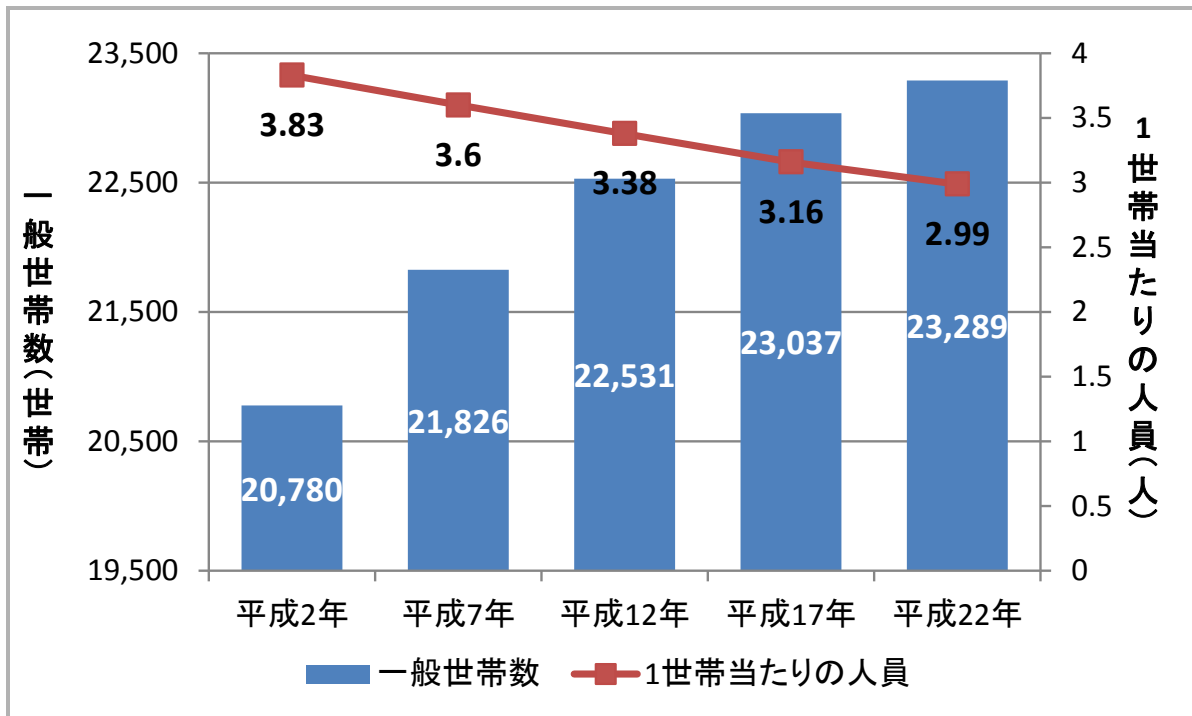
資料：国勢調査

【年齢3区分割合の推移】



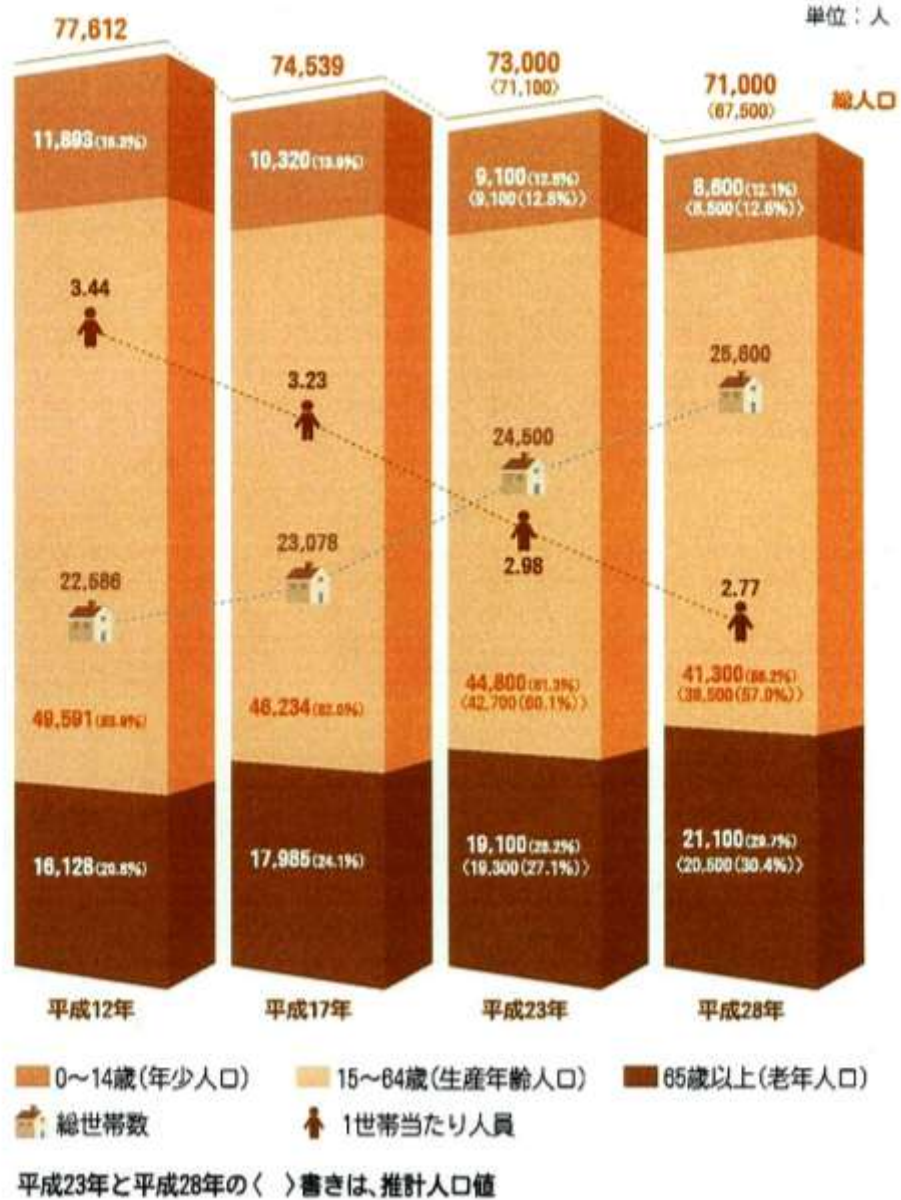
資料：国勢調査

【一般世帯数と1世帯当たりの人員の推移】



資料：国勢調査

目標人口及び推計値の年齢区分別人口



資料：柳川市第1次総合計画

第2章 計画策定の目的と計画の概要

1 計画策定の目的

男女共同参画社会とは、平成11年（1999年）に制定された男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定義されています。同時に、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国や県の施策に準じた施策や地域の実情に応じた施策を実施する責務があると定められています。

本市においても平成19年3月に『柳川市男女共同参画計画』を策定し、各施策に取り組んできました。しかしながら、男女共同参画社会の実現にはまだまだ多くの問題点や課題が残されています。これらの問題や課題すべてに対応する必要がありますが、人員、予算の限られた中で長期的に継続して取り組んでいく必要があります。そのため、本計画は、第1次柳川市男女共同参画計画を引き継ぎながら、施策の重点化を図って計画的に実施していくことを目的として策定します。

2 計画の性格

本計画は、「第1次柳川市総合計画」を市の最上位計画として、「男女共同参画社会基本法」、国、県の「男女共同参画計画」に基づくものとします。また、市で策定している他の関連計画との整合性、連携を図っていきます。

3 計画の基本理念と基本目標

本計画の基本理念は、国の「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づき、以下のように設定します。

■基本理念

- (1) 性別に関わらず人権が尊重され、個人としての能力が十分発揮されること。
- (2) 社会制度や慣行等による「固定的役割分担意識」によって個性や能力を制限されることなく、家庭・職場・地域において男女が様々な活動ができること。
- (3) 男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画でき、政策の立案及び決定において共同で参画できる機会が確保されること。
- (4) 家庭内における役割分担を男女が協力して行い、仕事や地域活動との両立ができるようにすること。

また、第1次柳川市男女共同参画計画の目指すべき目標「男女が共に輝き、支え合うまちづくり」を引き継ぎ、その目標を達成するための6つの基本目標を設定し、取り組んでいきます。

★計画の目指すべき目標

「男女が共に輝き、支え合うまちづくり」

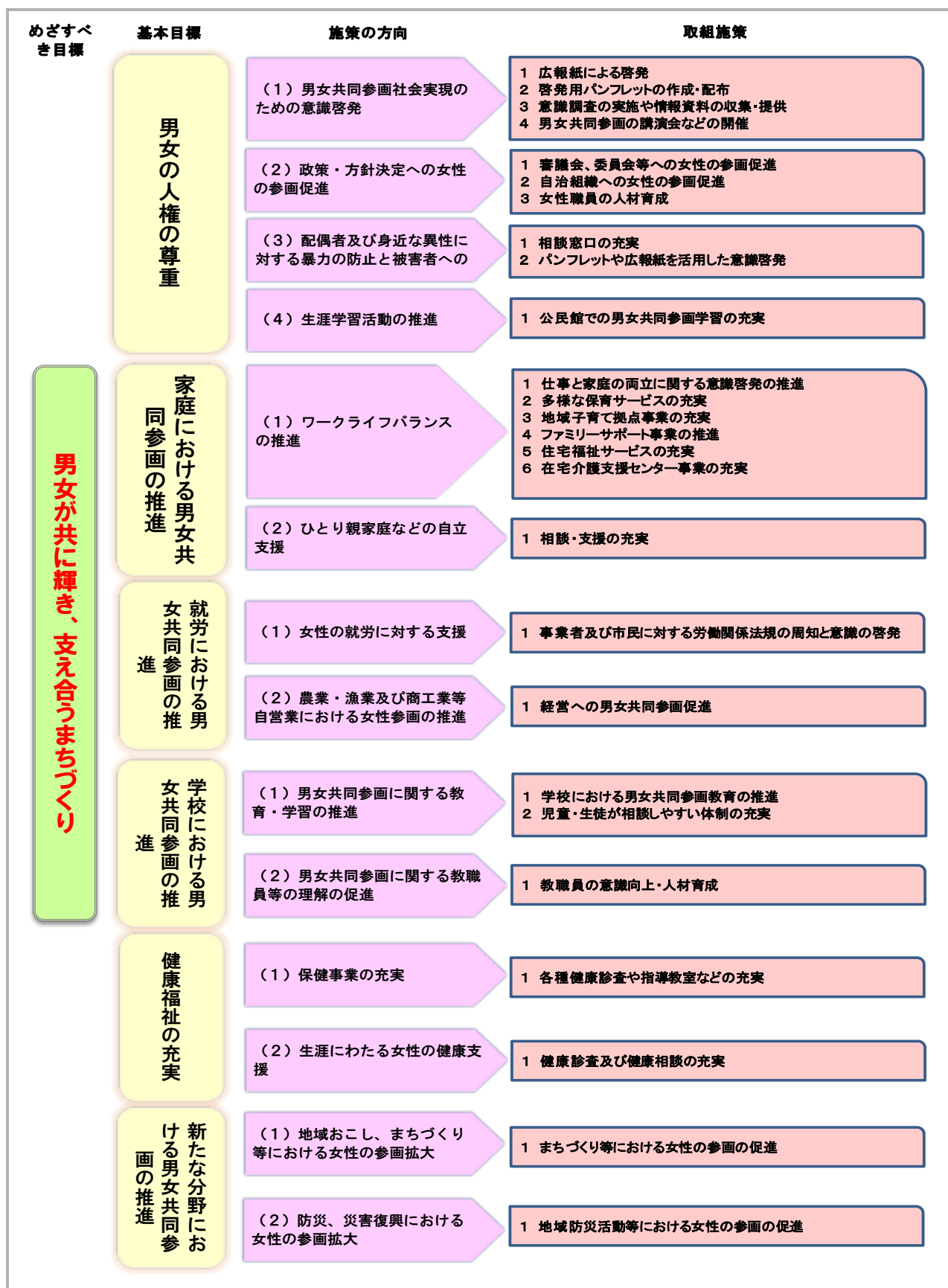
- 基本目標1 男女の人権の尊重
- 基本目標2 家庭における男女共同参画の推進
- 基本目標3 就労における男女共同参画の推進
- 基本目標4 学校における男女共同参画の推進
- 基本目標5 健康福祉の充実
- 基本目標6 新たな分野における男女共同参画の推進

4 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度（2012年）を始期、平成28年度（2016年）を終期とする5年間とします。なお、社会情勢の変化などにより必要と考えられる場合は見直しを行います。

5 計画の施策体系

本計画の施策体系は、「目指すべき目標」及び「基本目標」は第1次計画をそのまま引き継ぐこととします。また、第1次計画では、多岐にわたって具体的施策を設定していましたが、本計画では、施策の重点化を図り男女共同参画を推進していきます。



第3章 基本目標と取組施策

基本目標1：男女の人権の尊重

施策の方向（1）男女共同参画社会実現のための意識啓発

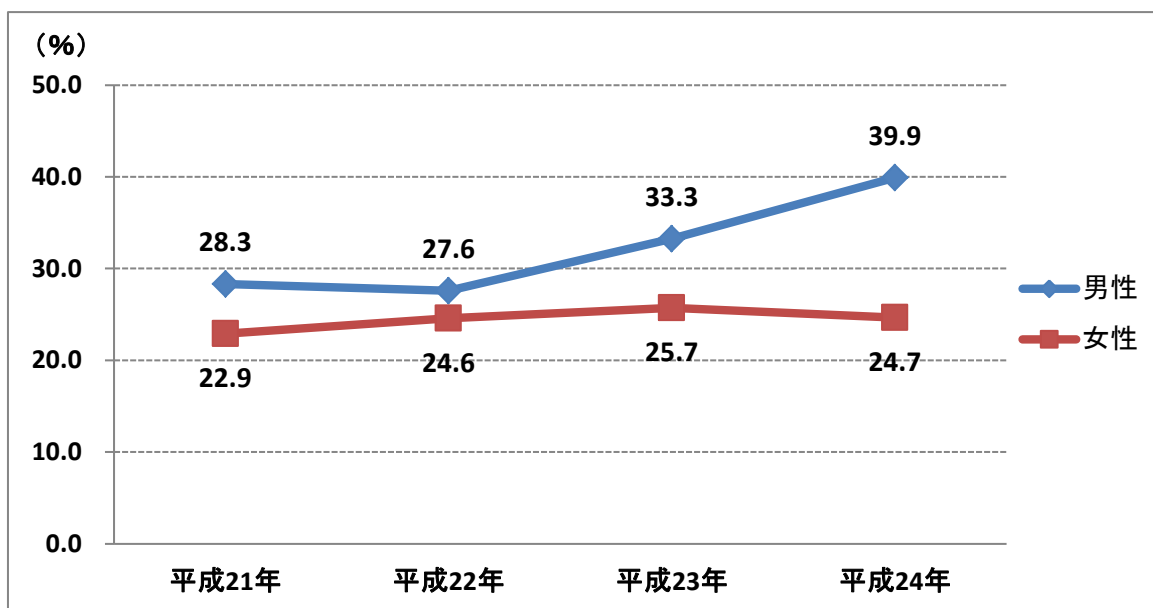
【現状と課題】

男女共同参画社会は、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮することができ、男女が共に尊重し助け合うことができる社会で、一人ひとりが一人の人間として自分らしく生きていくことができる社会です。そのような社会を実現するためには、人々の意識の中に長い間かけて形作られてきた「男は仕事、女は家庭」といったような、性別役割分担意識にとらわれないことが大切です。

しかしながら、この意識は、徐々に解消されつつあるものの依然として根強く残っているのが現状です。「住みよか柳川まちづくりアンケート」によると、家庭生活での男女の地位が「平等」と感じているのは、男性が39.9%に対して、女性は24.7%で、男女により大きな差があり、家庭生活における男女共同参画の意識が違うことがわかります。

男女共同参画社会の実現には、個人の意識づくりが重要かつ基本的な課題です。そのために、広報誌やホームページなどを活用し、男女共同参画に関する啓発を行い、社会制度や慣行にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識づくりが必要です。

■家庭での男女の地位の平等感（平等と感じている人の割合）



資料：住みよか柳川まちづくりアンケート

【取組施策】

	取組施策	施策の内容	担当課
1	広報紙やホームページなどのITを活用した啓発	広報紙、ホームページ、その他ITを活用して、市民、企業及び事業者等へ男女共同参画の意識啓発を行う。	
2	啓発用パンフレットの作成・配布	市民向けに男女共同参画に関する意識啓発をパンフレットなどにより行う。	
3	意識調査の実施や情報資料の収集・提供	意識調査の実施や、刊行物・資料の収集・提供を行う。	
4	男女共同参画の講演会などの開催	男女共同参画の講演会などを開催し、市民の意識啓発を行う。	

施策の方向（２）政策・方針決定過程への女性の参画促進

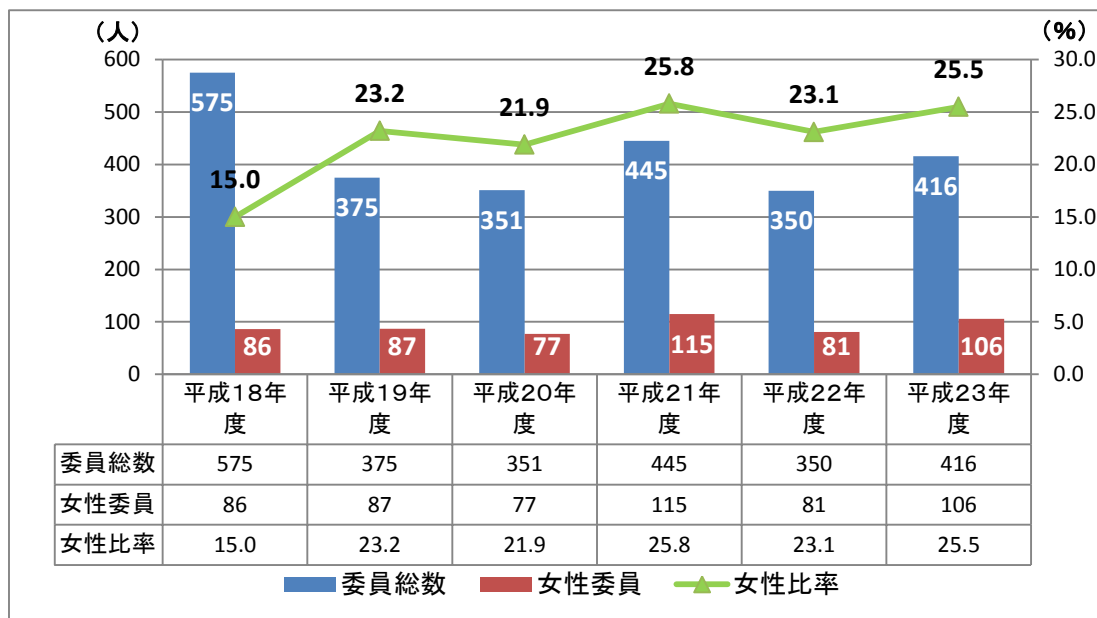
【現状と課題】

近年、女性の社会進出は進んでいるものの、依然として政策・方針等を決定する役割は男性が中心となっています。男女共同参画社会の実現には、男女を問わず政策や方針決定の場に参画することが不可欠となります。

本市の市議会議員に占める女性議員数の割合は4.2%（平成24年4月現在、24人中1人）、審議会等における女性登用率は25.5%（平成23年4月1日現在、416人中106人）となっています。また、一般行政職員の管理職に占める女性管理職者の割合は %（平成24年4月1日現在、 人中 人）であり、女性の参画が十分とはいえない状況です。

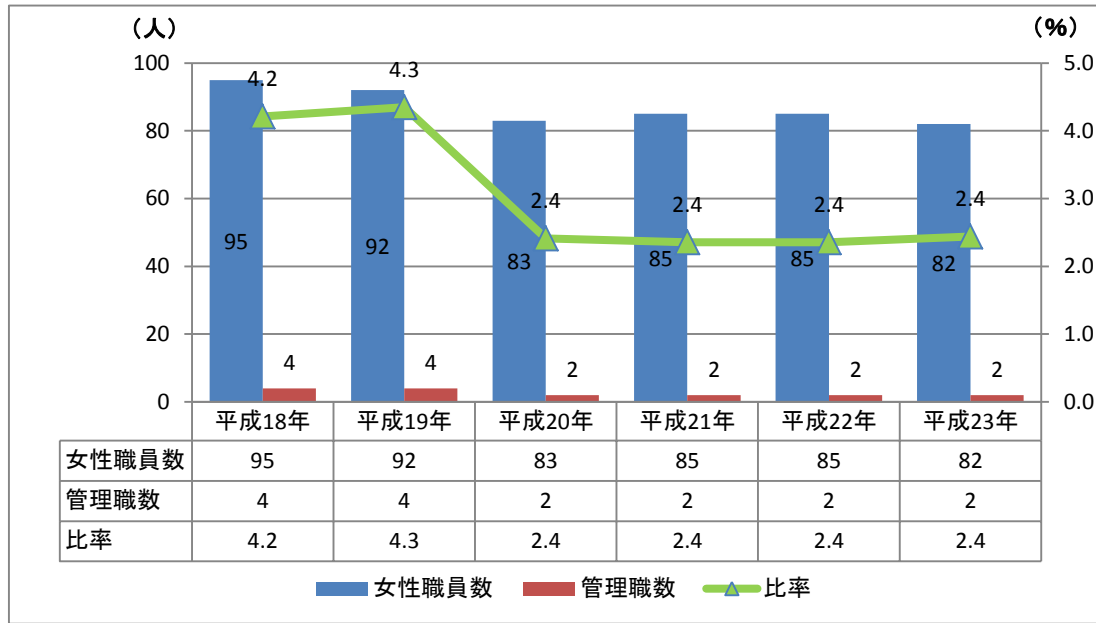
審議会によっては、専門的で女性の人材が不足するような審議会もあり、女性の参画が進みにくい分野も存在します。また、区長などの自治会役員にも男性が偏っているのが現状です。政策・方針決定過程への女性の参画を図るには、市民の意見を取り入れる審議会・協議会・委員会などの委員の選出方法（あて職の見直し、公募の活用等）を検討し、市民との協働による市政運営を目指す必要があります。また、職員研修等を通して人材育成を図ると同時に、職員の能力や適正を充分把握した上で、性別にとられない登用をすすめる環境づくりを積極的に進める必要があります。

■ 審議会等における女性登用率の推移



資料：企画課

■女性の一般行政職に占める女性管理職の割合



各年4月1日現在

資料：人事秘書課

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
5	審議会、委員会等への女性の参画促進	女性委員がいない審議会、委員会等に、女性委員を積極的に登用する取組を進める。	
6	自治会組織への女性の参画促進	行政区などの自治会組織へ、女性の参画が促進されるよう取組を進める。	
7	女性職員の職域拡大と男女平等な職務分担	職員研修などを通じて、職員の能力を高めるとともに、性別による職域の枠にとらわれないよう職務分担を行う。	

施策の方向（３）配偶者及び身近な異性に対する暴力の防止と被害者への支援

【現状と課題】

配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント^{†1}、ストーカー行為は、性別に関わらず人権侵害であり、深刻な社会問題の一つとなっています。そして、その多くは女性が被害者となっていますが、近年では、デートDVといった高校生や大学生が被害者となるようなケースも見受けられます。

特に配偶者からの暴力被害者の多くは、加害者からの報復や自分自身を責めたり、外部からの発見が困難な状況にあります。このため、周囲が気づかないうちに、被害が深刻化する傾向にあります。このため、関係機関との連携も密にして早期発見・相談・保護を図るとともに、防止策の確立が課題となっています。

性別に関わりなく男女がお互いに尊重し理解し合い、思いやりを持っていきいきとした生活を送ることができるように、あらゆる暴力に対する問題意識を高めるための啓発や相談窓口の充実などを図り、防止対策に取り組む必要があります。

【具体的施策】

	取組施策	施策の内容	担当課
8	相談窓口の充実	関係機関との連携を密に取りながら、DV相談や女性に関する様々な相談に対応する。	
9	パンフレットや広報紙を活用した意識啓発	DVなどのあらゆる暴力を防止するため、広報紙やパンフレットを活用しながら市民の意識啓発を図る。	

施策の方向（４）生涯学習活動の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、家庭や学校、地域活動など市民を取り巻く様々な環境に応じて、男女共同参画の意識を高めることが必要となります。特に、地域における公民館活動、PTA活動、子ども会活動など身近な地域活動において、男女が共に活動しているにも関わらず、それらの団体の代表などの役職は、男性が多い現状のため、そこでの生涯学習の果たす役割は重要となってきます。

地域活動は市のまちづくりに大きな影響を与えますので、地域や団体等において、様々な形で生涯学習の機会を増やし、今後さらに男女共同参画に関する意識を高めるため、より多様で充実した生涯学習活動を進めることが求められます。

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
10	生涯学習活動での男女共同参画学習の充実	公民館、PTA、子ども会などの地域活動において、男女共同参画に関する意識を啓発するような取組を推進する。	

基本目標2：家庭における男女共同参画の推進

施策の方向（1）ワークライフバランスの推進

【現状と課題】

少子・高齢化が急速に進むなか、社会で男女がともに個性と能力を生かし、職場と家庭の活動をバランス良く両立できるよう、お互いを対等なパートナーとして理解を深め、多様な働き方を選ぶことができるような環境づくりが必要です。

近年、労働基準法や男女雇用機会均等法の改正など法制上の整備が進み女性雇用者の職場環境は改善され、女性の社会進出が進んできていますが、家事や育児、介護は各家族が第一義的な担い手とならなければいけません。そのため、育児や介護を支える社会的な支援・サービスの重要性が増してきているのが現状です。

子どもたちが健やかに成長し、高齢者が健康で安心して暮らすことができる環境をつくるために、いかに家族の負担感を和らげ、安心して子育てや介護に取り組むことができるよう、様々な支援が必要です。また、男女が協力し合いながら多様な働き方を選び、安心して仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）ができるよう、女性だけでなく、男性が子育てや介護に参加しやすいための支援及び意識の啓発などに努める必要があります。

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
11	仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	男女が共に仕事や育児・介護等を両立させて働くことができるよう制度等の情報提供や啓発を行う。	
12	多様な保育サービスの充実	学童保育所や延長保育など、子育てに関する多様なニーズに対応できるよう内容の充実を図る。	
13	地域子育て支援センターの充実		
14	ファミリーサポート事業の推進	子育て中の保護者の生活実態や利用意向などを把握しながら、子育てしやすい環境の整備を図る。	
15	在宅福祉サービスの充実	ホームヘルプサービスやデイサービスなどの福祉サービスを充実し、家族の負担軽減を図る。	
16	在宅介護支援センター事業の充実	介護についての相談、援助など家族の負担軽減を図るようセンター機能を推進する。	

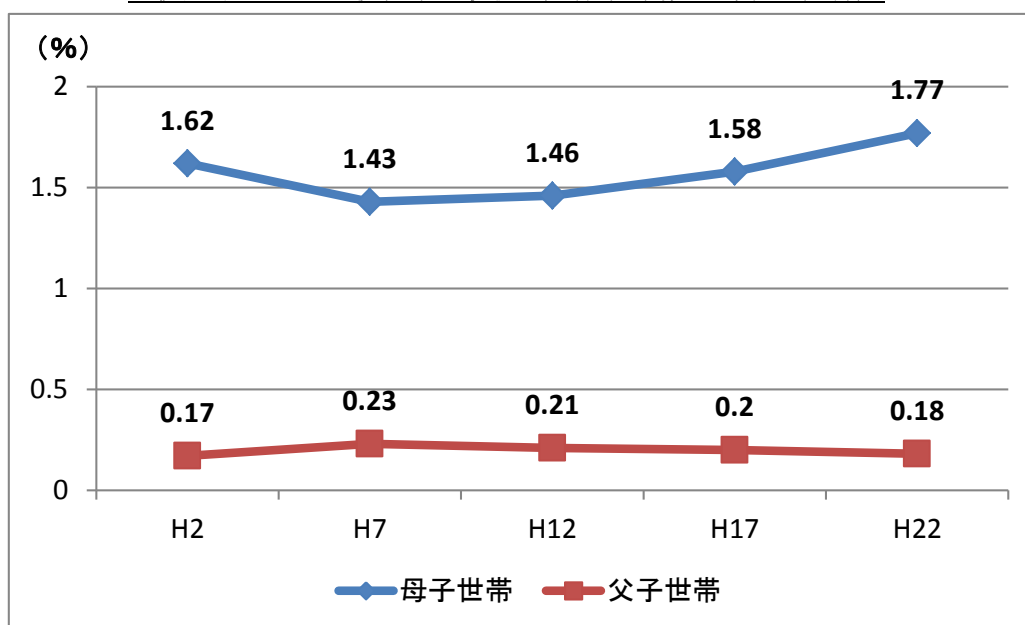
基本目標3：就労における男女共同参画の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭等が安定した生活を送るためには、親が経済的に自立し、子どもが健全に育つための支援を行う必要があります。母子家庭は、児童の教育、進学、しつけなどの点で悩みをかかえており、多くの場合、経済的、社会的に不安定な状態にあります。一方、父子家庭は、経済的基盤は比較的安定しているものの、児童の養育や日常的な家事等の悩みを持っています。

ひとり親家庭が安定した生活を送るためには、経済的な支援、子どもの養育などの悩みを解決するための相談窓口を充実させる必要があります。

■柳川市のひとり親世帯の状況（一般世帯数に対する割合）



資料：国勢調査

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
17	相談・支援の充実	ひとり親家庭の実態を把握し、多様な問題に対応するため、各種支援制度の周知や相談体制の充実を図る。	

施策の方向（１）女性の就労に対する支援

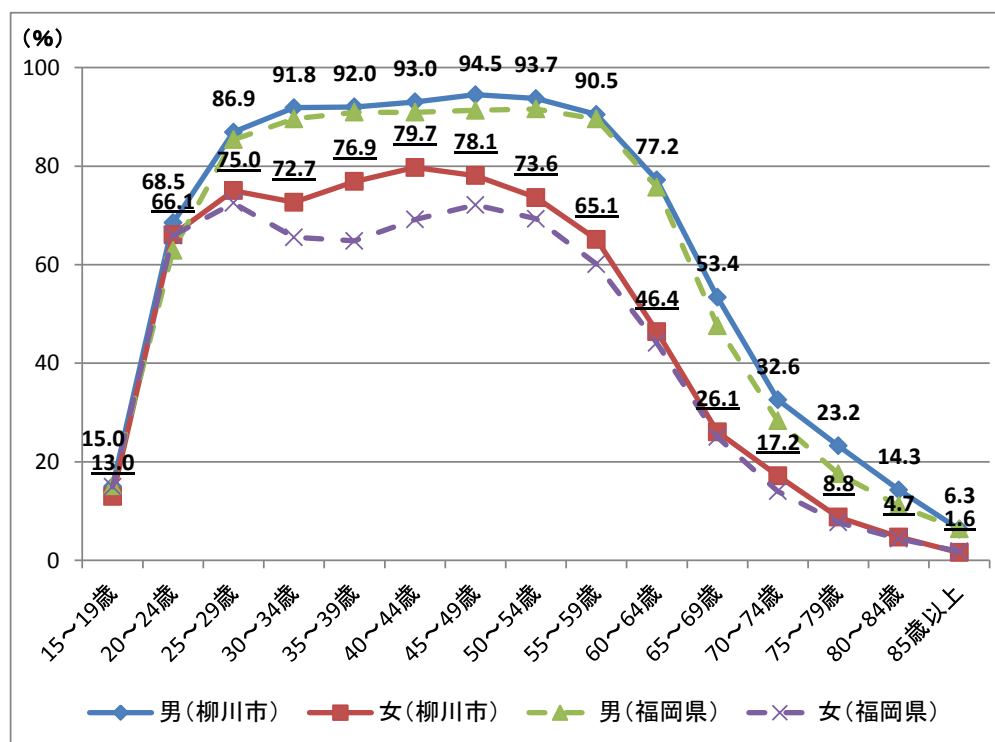
【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、労働の分野においても男女共同参画の意識改革を進めていくことが必要です。我が国ではこれまで、男女雇用機会均等法や労働基準法の改正など、雇用の場での男女共同参画を進めるための法律や制度が整備され、女性雇用者の職場環境は改善されつつありますが、未だ十分ではありません。

国勢調査の結果でも、全体的に女性は男性に比べて約 20%就労者の割合が少なく、また、職業を持っている女性の割合は、20代で高く、30代で一度減少し、30代後半から40代で再び増加して、50代で再度減少に転じる傾向となる「M字曲線」を描いています。このことは、女性は一度職を離れ、再度就職するという傾向があることを表しています。また、女性が職業を続けるうえでの課題点としては、子育てや介護、家族の協力・理解の不足、男女間で就労条件に違いがあることなどが指摘されています。

就労の場において、労働者が性別に関わらず均等な取扱いを受け、その能力を十分発揮できる職場環境を整えるために、企業や事業所に対して男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働基準法等が守られるように働きかけると同時に、就労者に対しても男女共同参画に関する法制度等の広報及び意識の啓発を行う必要があります。

人口に対する就労者の割合（柳川市）



資料：平成 22 年国勢調査

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
18	事業者や市民に対する労働関係法規の周知と意識の啓発	事業者や市民に対して、就労や男女共同参画に関する法律・制度についての情報提供を行い、職場における正しい知識の周知と意識啓発を行う。	

施策の方向（２）農業・漁業及び商工業等自営業における女性参画の推進

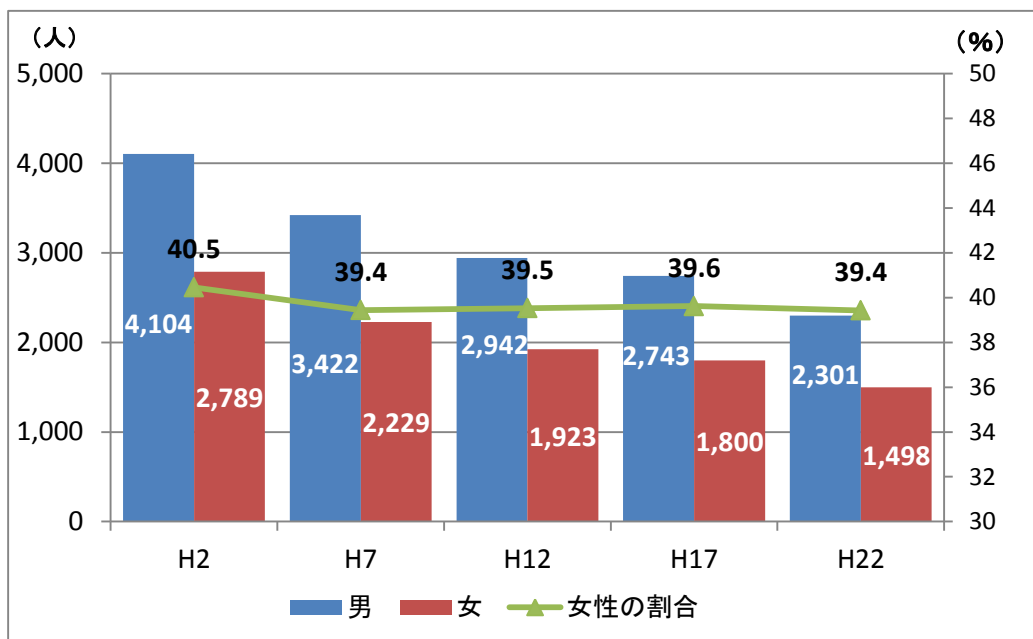
【現状と課題】

農業・漁業及び商工業等自営業における従事者に占める女性の割合は高く、女性は重要な担い手として位置づけられています。しかし、これらの産業は「家族経営体」が中心で、労働時間と生活時間が明確に区別しにくかったり、はっきりと労働条件や報酬等を決めていなかったり、女性は男性と同程度の時間の労働に加えて家事を一手に担っているといった雇用の場とは違った課題があります。

また、事業運営に関する熟練者として、地域産業の重要な担い手として活躍する女性が増えていますが、「方針決定に関係する役職には男性が就く」などの慣行や習慣によって、女性の意見が事業の内容に反映しにくい状況が多く、方針決定の場等への参画はまだ不十分です。

男女がお互いに対等なパートナーとして認識し、女性も事業の担い手として活躍できるよう、労働環境を整えるよう啓発したり、男女共同参画に関する意識を浸透させたりする必要があります。また、女性の意見が反映されるよう、経営・方針決定の場等への女性の参画を促進する必要があります。

柳川市の農・林・漁業就労者数



資料：国勢調査

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
19	経営への男女共同参画促進	自営業において、男女が経営における対等なパートナーとしての家族関係を築くため、女性の労働環境整備の啓発や男女共同参画の意識啓発を図る。	

基本目標4：学校における男女共同参画の推進

施策の方向（1）男女共同参画に関する教育・学習の推進

【現状と課題】

子どもたちが社会の中で自分らしく生きていくためには、児童・生徒の個性や能力を尊重し、男女平等の理念に基づいて発達段階に応じた教育を行うことが重要です。

少子高齢化、情報通信技術の進展等、様々な社会の変化に対応するためには、児童・生徒を、自ら考え、行動できる自立した人間となるよう教育することが求められます。そのためには、教育内容や指導方法、進路などについて、性別の違いによらず児童・生徒の個性や能力に応じて、自分の望む生き方を選ぶことができるように十分に配慮し、教育の場や機会が等しく与えられるように図る必要があります。

学校教育全体を通じて、男女ともに自立した個人として職場・地域・家庭を担える人材を育てるため、発達段階に応じて男女共同参画教育の理念に立った教育課程や学習内容を充実させ、思いやりの意識、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図っていく必要があります。

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
20	学校における男女共同参画教育の推進	技術・家庭科をはじめとして、各教科、教育活動全体において男女共同参画の視点に立った教育を推進する。	
21	児童・生徒が相談しやすい体制の充実	性に関する悩みや不安を気軽に相談しやすくするための体制を充実する。	

施策の方向（２）男女共同参画に関する教職員等の理解の促進

【現状と課題】

学校教育の場においては、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、それを生かすことができる自立した人間を育てる教育を行うことが重要であり、このことについて、教師は非常に大きな役割を担っています。

学校長をはじめこれらの教育に携わる者が男女共同参画の理念について共通認識を持つため、男女共同参画の研修会の充実を図り、男女の相互理解とお互いが協力することの重要性について更なる意識啓発に努める必要があります。

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
22	教職員の意識向上、人材育成	教職員を対象に男女共同参画の理念に基づき研修を行い、意識向上を図る。	

基本目標5：健康福祉の充実

施策の方向（1）母子保健事業の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いの特性を理解し、思いやりをもって支え合っていく必要があります。

女性は妊娠や出産など男性とは異なる健康上の問題に直面するため、これらの問題に対して継続して支援を行う必要があります。また、自分自身を大切に、相手の心身の健康について思いやりを持つよう啓発等を通じて身体に関する正しい知識の普及に努める必要があります。

これらの問題に対応するために、定期的な健康診査や指導教室など、妊娠中や出産後の母子の健康を支援するための適切な保健事業を進めることが求められます。また、母子の家族等に対して積極的に母子保健に関する情報を提供するなど、周囲の理解を深める必要があります。

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
23	各種健康診査や指導教室などの充実	女性の妊娠期、出産期、育児期にわたる定期的な各種健康診査を行い、健康支援を図る。また、指導教室などへの家族の参加促進を図る。	

表挿入予定

施策の方向（２）生涯にわたる健康支援

【現状と課題】

すべての人が生涯を通じて身体的・精神的及び社会的に健康を享受するためには、健康教育、相談体制を確立するとともに、お互いの身体について理解し、ともに正しい情報を持つことが大切です。

女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯におけるそれぞれの段階に応じて身体的にも精神的にも大きく変化し、女性特有もしくは女性がかかりやすい病気への対応が必要となります。また、男性は、仕事による過労、ストレスが原因となっておこる過労死や自殺の問題など、心の病についての対応が必要となっています。

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするために、身体の状態や生活様式を考慮した上で自らの健康について正しい選択ができるよう、各種健康診査等の実施、お互いの身体に関する正確な知識や情報の提供、身体や心に関する悩みについて安心して相談できる体制づくりを充実する必要があります。

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
24	健康診査及び健康相談の充実	男女それぞれが健康状態に応じて自己管理ができるよう、各種健康診査を実施し、また、健康相談の充実を図る。	

表挿入予定

基本目標6 新たな分野における男女共同参画の推進

施策の方向（1）地域おこし、まちづくり等における女性の参画拡大

【現状と課題】

活力ある地域社会を築いていくためには、そこに暮らす男女が家庭や地域の活動に積極的に参加することが重要で、生きがいをもった生涯を送ることもつながります。また、男女が互いに意見を出し合い、共に責任を分かち合いながら活動していくことで、様々な視点を取り込んだまちづくりをすすめやすくなります。

しかし、地域活動においては、男性が役職に就いていることが多く、固定的性別役割分担意識が根強く存在しています。男女共同参画の視点に立って、女性が地域活動に参加しやすく、地域におけるあらゆる分野において、男女がともに企画・立案段階から参画できるよう促進し、様々な意見を意思決定過程に反映させるよう努めることが求められます。

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
25	まちづくり等における女性の参画の推進	地域において、男女が共に参加できる活動を行うための啓発を行う。	

施策の方向（２）防災、災害復興における女性の参画拡大

【現状と課題】

東日本大震災の経験から、被災、復興において性別や年齢層で異なった対応を求められることがあります。こうしたことから、日常生活だけでなく災害時のような非常時にも男女のニーズの違いへの配慮や女性の参画推進など、男女共同参画の視点が必要であると認識されました。

このように、防災・災害復興段階における諸問題を解決するために、政策・方針決定過程における女性の参画を推進することが必要です。また、市民一人ひとりが防災及び災害復興に際してこれらの意識を共有することができるよう啓発を行う必要があります。

【具体的施策】

	具体的施策	施策の内容	担当課
26	地域防災活動等における女性の参画の促進	女性が防災活動に参画しやすい環境をつくるため、災害や防災に関する研修などを実施する。また、防災会議への女性の参画も進めていく。	

計画を推進するために

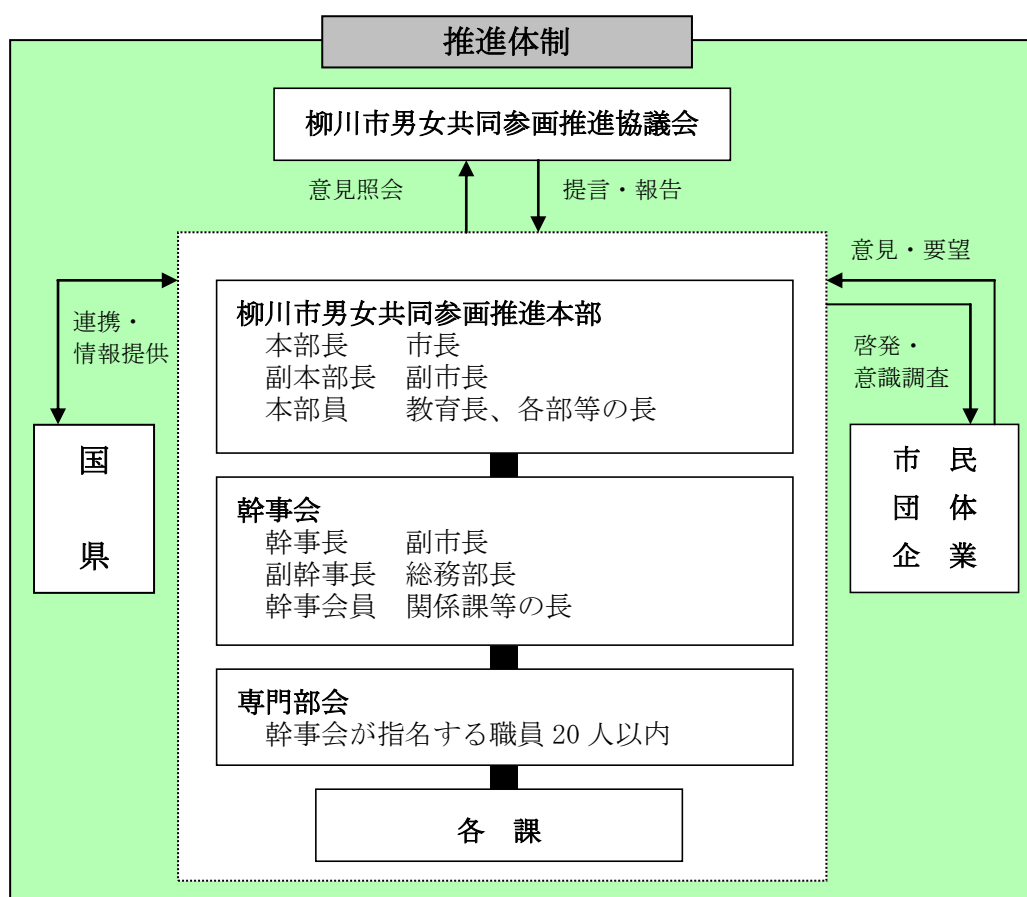
この計画を推進するために、庁内の連携を図り、計画推進の進捗状況を管理していく必要があります。本市では、柳川市男女共同参画推進協議会を設置し、計画の進捗状況について毎年報告を行ってきました。本計画でも引き続き、計画の進捗状況を確認しながら、市民、事業者、各種団体等及び市職員の計画に対する理解を深め、男女共同参画社会の形成を目指します。

(1) 計画の進捗状況管理

計画を着実に推進していくために、柳川市男女共同参画推進本部を中心に進行管理を行い、柳川市男女共同参画推進協議会へ報告を行います。

(2) 国・県・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向けて、必要に応じ国・県・関係機関との連携を図ります。



男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の

措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であつて、当該配偶者であつた者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。）の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。）の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供す

るよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第二項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

(管轄裁判所)

第十一条 前条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの暴力を受けた状況
- 二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。
- 4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 前条第三項の規定は、第三項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(保護命令の再度の申立て)

第十八条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

- 2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第十二条第一項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項及び第十八条第二項の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養

成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第二項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第二項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第十二条第一項第三号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

柳川市男女共同参画推進本部要綱

(設置)

第1条 柳川市における男女共同参画のまちづくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、柳川市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に係る施策の総合的な調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長及び副市長
- (2) 教育長
- (3) 柳川市事務決裁規程（平成17年柳川市訓令第9号）第2条第5号に規定する部長（以下「部長等」という。）
(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部の本部長は市長とし、副本部長は副市長をもって充てる。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、第2条に掲げる所掌事務に関して具体的な施策を検討するために幹事会を置く。

- 2 幹事会は、副市長、総務部長及び別表第1に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事長は副市長をもって充て、副幹事長は総務部長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 7 幹事長は、会議の結果を本部長に報告しなければならない。
- 8 幹事長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 幹事会に、専門部会を置き、幹事会から指示された事項のほか、男女共同参画の推進に関する施策の調査、研究等を行う。

- 2 専門部会は、別表第2に掲げる課等の職員をもって組織する。ただし、幹事会員を除く者とする。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、会議の結果を幹事長に報告しなければならない。
- 8 部会長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第6号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第5号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の任期中に限り、第1条の規定による改正前の柳川市庁議等に関する規程第3条、第2条の規定による改正前の柳川市行政改革推進本部要綱第3条、第6条の規定による改正前の柳川市男女共同参画推進本部要綱第3条及び第8条の規定による改正前の柳川市総合計画策定委員会設置要綱第6条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第1条の規定による改正前の柳川市庁議等に関する規程第3条第1号、第2条の規定による改正前の柳川市行政改革推進本部要綱第3条第2項、第6条の規定による改正前の柳川市男女共同参画推進本部要綱第3条第1号及び第8条の規定による改正前の柳川市総合計画策定委員会設置要綱第6条中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成20年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第4号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

部局	職名
総務部	人事秘書課長、総務課長、安全安心課長、企画課長、財政課長
市民部	税務課長、収税対策課長、市民課長、生活環境課長、廃棄物対策課長
保健福祉部	福祉課長、子育て支援課長、人権・同和対策室長、健康づくり課長
建設部	建設課長、まちづくり課長、観光課長、国土調査課長、下水道課長、区画整理推進室長
産業経済部	柳川ブランド推進室長、農政課長、水路課長、水産振興課長、商工振興課長
大和庁舎	市民サービス課長
三橋庁舎	市民サービス課長
教育部	学校教育課長、生涯学習課長、人権・同和教育推進室長、図書館長
議会事務局	議会事務局主幹
選挙管理委員会・公平委員会事務局	選挙管理委員会・公平委員会事務局長
農業委員会事務局	農業委員会事務局長
監査委員事務局	監査委員事務局長
消防本部	次長、総務課長、予防課長、警防課長、通信指令室長
公営企業	水道課長

別表第2（第7条関係）

部局	課名
総務部	人事秘書課、総務課
保健福祉部	福祉課、子育て支援課、人権・同和対策室、健康づくり課
建設部	まちづくり課、観光課
産業経済部	農政課、水産振興課、商工振興課
大和庁舎	市民サービス課
三橋庁舎	市民サービス課
教育部	学校教育課、生涯学習課、人権・同和教育推進室
議会事務局	議会事務局
消防本部	総務課

柳川市男女共同参画推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柳川市附属機関の設置に関する条例(平成17年柳川市条例第29号)第3条の規定に基づき、柳川市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査研究及び審議を行い、必要に応じて市長に提言し、又は報告する。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会への新たな動向に関すること。
- (3) 男女共同参画社会づくりの計画策定に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月16日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月22日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

柳川市男女共同参画推進協議会委員名簿

	委員名	所属団体等
会長	高山 史子	元福岡県男女共同参画センター（あすばる）館長
副会長	大城 昌平	柳川山門医師会
委員	井上 智佐子	柳川漁業協同組合女性部
	大村 直	柳川市公民館連絡協議会（城内公民館長）
	亀崎 睦朗	柳川商工会青年部
	北原 小世子	人権擁護委員
	熊井 三千代	市議会議員
	白石 小夜子	柳川市民生委員児童委員協議会
	瀬戸口 京子	ふくおか県翼の会
	竹井 澄子	柳川市地域婦人会連絡協議会
	中島 重夫	柳川山門歯科医師会
	平川 保彦	連合福岡南筑後地域協議会柳川みやま地区連絡会
	藤田 徳三郎	柳川青年会議所
	牧野 苓子	元杉森高校教諭
	森 郁子	子育てすんなら柳川たい(子育てグループ)
	横田 早苗	公募委員
横地 景子	まちづくりネットワーク柳川	
横山 章	柳川市職員労働組合	

※50音順、敬称略

●男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	日本	福岡県
1975	●国連国際婦人年 ●国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)	●総理府に「婦人問題企画推進本部」設置	
1976	●国連婦人の10年開始 (1985年まで)		
1977		●「国内行動計画」策定	
1978			●「婦人関係行政推進会議」 「福岡県婦人問題懇話会」 設置
1979	●「女子差別撤廃条約」採択		●「婦人対策室」設置
1980	●国連婦人の10年中間年 世界会議(コペンハーゲン)	●「女子差別撤廃条約」署名	●「福岡県行動計画」策定
1981	●「女子差別撤廃条約」発効		
1982		●「国内行動計画後期重点目標」 策定	●「福岡県行動計画」改訂
1985	●国連婦人の10年最終年 世界会議(ナイロビ) ●「西暦2000年に向けて の婦人の地位向上のための 将来戦略(ナイロビ将来 戦略)」採択	●「国籍法」改正 ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准	
1986		●「男女雇用機会均等法」施行	●「婦人対策室」が「婦人対 策課」へ改正 ●「第2次福岡県行動計画」 策定
1987		●「新国内行動計画」策定	
1989		●学習指導要領の改訂(高等学校 家庭科の男女必修等)	
1990	●国連経済社会理事会「ナイ ロビ将来戦略の実施に 関する第1回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」 採択		
1991		●「新国内行動計画」(第1次改訂) 策定 ●「育児休業法」公布	●「婦人対策課」が「女性政 策課」へ組織改正 ●「婦人関係行政推進会議」 「福岡県婦人問題懇話会」 がそれぞれ「女性行政推進 会議」「福岡県女性政策懇 話会」へ名称変更
1992		●「育児休業法」施行	
1993	●国連総会「女性に対する 暴力の撤廃に関する宣 言」採択		
1994	●国際人口・開発会議 (カイロ)	●総理府に「男女共同参画審議会」 「男女共同参画室」「男女共同参 画推進本部」設置	
1995	●世界女性会議(北京)「北 京宣言及び行動綱領」採 択	●「育児休業法」改正(介護休業 制度の法制化)	
1996		●「男女共同参画ビジョン」答申 ●「男女共同参画2000年プラン」 策定 ●男女共同参画推進連携会議(え がりてネットワーク)発足	●「第3次福岡県行動計画」 策定 ●「福岡県女性総合センタ ー」開館

年	世界	日本	福岡県
1997		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「介護保険法」公布 ●男女共同参画新議会設置（法律） 	
1998		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会基本法について」答申 	
1999		<ul style="list-style-type: none"> ●「改正男女雇用機会均等法」施行 ●「育児・介護休業法」全面施行 ●「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ●「食糧・農業・農村基本法」公布、施行 	
2000	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布、施行 ●「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置
2001		<ul style="list-style-type: none"> ●内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、一部施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 ●「女性行政推進会議」が「男女共同参画行動推進会議」へ名称変更 ●「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 ●「福岡県男女共同参画推進条例」公布、施行
2002		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡県男女共同参画審議会」設置 ●「福岡県男女共同参画計画」策定
2003		<ul style="list-style-type: none"> ●「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ●「母子家庭の花の就業の支援に関する特別措置方」公布・施行 ●「少子化社会対策基本法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡県女性総合センター」が「福岡県男女共同参画センター」へ名称変更
2004		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ●「育児・介護休業法」改正 	
2005	<ul style="list-style-type: none"> ●北京+10（第 49 回国連婦人の地位委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 	
2006		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正 ●東京閣僚共同コミュニケの採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●「第 2 次福岡県男女共同参画計画」策定
2007		<ul style="list-style-type: none"> ●「改正男女雇用機会均等法施行 ●「配偶者暴力防止法改正（保護命令の拡充など）」 	
2008		<ul style="list-style-type: none"> ●「改正配偶者暴力防止法」施行 	
2009		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度導入の義務付けなど） 	
2010	<ul style="list-style-type: none"> ●北京+15（第 54 回国連婦人の地位委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「改正育児・介護休業法」施行 ●「男女共同参画基本計画（第 3 次）」閣議決定 	
2011			<ul style="list-style-type: none"> ●「第 2 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●「第 3 次福岡県男女共同参画計画」策定